令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針①

総論

○ 安全を第一に、地域の理解を得ながら、住民の帰還や生活に支障を 及ぼさないよう、事業を実施する。

輸送

- ○特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。また、 仮置場を介さない輸送も実施する。
- 〇安全で円滑な輸送のため、以下の対策を実施する。
 - ・運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等を実施し、安全な輸送を確保
 - •円滑な輸送のため、輸送出発時間の調整など、特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化
- ○福島県と連携し、市町村と調整の上、立地町である大熊町・双葉町へ の配慮等をしつつ、計画的な輸送を実施する。

令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針②

用地

〇着実な事業実施に向け、丁寧な説明を尽くしながら、施設整備の進捗 状況、除去土壌等の発生状況に応じて、必要な用地取得を行う。

施設

- 〇受入·分別施設は、これまでの知見や除染の進捗等を踏まえ、新たな施設整備の検討を進める。なお、新たな施設を整備するまでの間は、搬入した除去土壌等は保管場において適切に保管する。
- 〇土壌貯蔵施設は、安全性を確保しつつ、維持管理を着実に実施する。
- 〇仮設焼却施設及び仮設灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設は、安全に 稼働しつつ有効に活用する。
- 〇各種施設等においては、防犯対策を含め、適切な管理を実施する。

令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針③

再生利用•最終処分

- 〇最終処分量の低減に資する、除去土壌等の減容・再生利用に向け、関係機関の連携の下、地元の御理解を得ながら実証事業等を実施するとともに、その成果を踏まえ、再生利用基準を策定するなど、再生利用先の具体化を推進する。
- ○減容技術等の評価を踏まえ、最終処分基準の策定、最終処分量や最終処分場の構造・必要面積等に係る実現可能ないくつかの選択肢の提示など、県外最終処分に向けた取組を進める。
- 〇上記の取組等も踏まえ、県外最終処分に係る経緯や必要性・安全性及び減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて引き続き推進するとともに、最終処分や再生利用の事業実施に向けた地域とのコミュニケーションのあり方等について検討を進める。
- 〇除去土壌の再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備 に向けた取組を進める。

令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針④

再生利用•最終処分

〇その上で、戦略目標年度の後に空白の期間が生じないよう、県外最終処分に向けた2025年度以降の取組の進め方について提示できるよう検討を行う。

情報発信

〇現場視察・見学会の充実や地方自治体・関係省庁等との連携を推進し、より多くの方に福島の復興・環境再生の取組や地元の思いなどを発信する。

施設整備概要



